

学校保健安全法に基づく学校感染症一覧

四條畷学園高等学校

- 下表の感染症に罹患した場合、直ちに本校に連絡し、医師の指示のもと出席を控えてください。
 医師の指示する期間は「出席停止」とし、欠席扱いにはなりませんので治療に専念してください。
 ○登校を再開する際は、他生徒への感染防止を目的として、必要書類AまたはBが必要です。
 下表をご参照いただき、登校再開初日に担任へ提出してください。

必要書類A：「生徒名」と「日付」と「処方された薬品名」が分かるもの
 例）検査結果、お薬手帳のコピー、薬袋（もしくはこれらの写真）
 必要書類B：本校書式の「登校許可証明書」

学校保健安全法施行規則第18条

【第1種の感染症】

感染症名	登校再開の目安	必要書類
エボラ出血熱　クリミア・コンゴ出血熱　痘そう　南米出血熱 ペスト　マールブルグ病　ラッサ熱　急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア　重症急性呼吸器症候群（SARS）　特定鳥インフルエンザ 中東呼吸器症候群（MERS）	治癒するまで	B

【第2種の感染症】

感染症名	登校再開の目安	必要書類
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	A
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	A
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで	B
麻疹（はしか）	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで	B
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	B
風しん	発しんが消失するまで	B
水痘（みずぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで	B
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消失した後2日を経過するまで	B
結核	担当医が感染のおそれがないと認められるまで	B
髄膜炎菌性髄膜炎	担当医が感染のおそれがないと認められるまで	B

【第3種の感染症】

感染症名	登校再開の目安	必要書類
コレラ　細菌性赤痢　腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス・パラチフス　流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎　感染性胃腸炎　マイコプラズマ感染症 溶連菌感染症　伝染性紅斑（リンゴ病）　急性細気管支炎 手足口病　ヘルパンギーナ	担当医が感染のおそれがないと認められるまで	B

主治医様

四條畷学園高等学校
大阪府大東市学園町6番45号
TEL: 072-876-1327

登校許可証明書作成のお願い

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、学校保険に関して格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本校生徒につきまして、学校保健安全法に基づく学校感染症により感染している旨の連絡がありました。

つきましては、登校許可の確認のため、ご診断いただいた結果を下記証明書にて作成していただき、当該生徒にお渡しいただきますようお願いいたします。なお、文書作成料については、ご配慮のほどお願いいたします。

登校許可証明書

四條畷学園高等学校
学校長様

生徒名

上記の者は、次の学校感染症または流行性疾患が軽快し、学校保健安全法の基準による感染症の予防上、年 月 日より登校しても支障がないことを認めます。

病名	麻しん 感染性眼疾患	風しん その他（	水痘	流行性耳下腺炎	百日咳
初診日	年 月 日				

記入日 年 月 日

医療機関住所

医療機関名

医師名

印

【担任記入欄】 当該生徒のクラス： 年 組 番

出席停止期間： 月 日（ ）～ 月 日（ ）

※担任記入→保健主事→保健室